



鳥取県公報

平成 25 年 6 月 4 日 (火)
号外第 68 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (5) (警務課) 2

規 則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月4日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

鳥取県公安委員会規則第5号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第5章 略 第6章 警備部（第32条— <u>第36条</u> ） 第7章 警察学校（ <u>第37条</u> ） 第8章 内部組織（ <u>第38条・第39条</u> ） 第9章 職制及び職務（ <u>第40条—第59条</u> ） 第10章 雑則（ <u>第60条</u> ） 附則 （警察県民課） 第4条 警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（9） 略 <u>（10） 相談の管理に関すること。</u> 2～4 略 （警備部の分課） 第32条 警備部に次の <u>3課</u> 及び機動隊を置く。 警備第1課 警備第2課 外事課 （警備第2課） 第34条 警備第2課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1） 略 （2） 警備方針の策定及びその実施に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。	目次 第1章～第5章 略 第6章 警備部（第32条— <u>第37条</u> ） 第7章 警察学校（ <u>第38条</u> ） 第8章 内部組織（ <u>第39条・第40条</u> ） 第9章 職制及び職務（ <u>第41条—第61条</u> ） 第10章 雑則（ <u>第62条</u> ） 附則 （警察県民課） 第4条 警察県民課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（9） 略 2～4 略 （警備部の分課） 第32条 警備部に次の <u>4課</u> 及び機動隊を置く。 警備第1課 警備第2課 <u>警衛対策課</u> 外事課 （警備第2課） 第34条 警備第2課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1） 略 （2） 警備方針の策定及びその実施に関すること（地域課 <u>及び警衛対策課</u> の所掌に属するものを除

<p>(3) 警衛に関すること。</p> <p>(4) 警護に関すること。</p> <p>(5)～(9) 略</p>	<p>く。)</p> <p>(3) 警衛に関すること <u>(警衛対策課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(4) 警護に関すること <u>(警衛対策課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(5)～(9) 略</p>
	<p><u>(警衛対策課)</u></p> <p><u>第35条 警衛対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 第64回全国植樹祭その他大規模な警衛及び警護を要する行事(以下「植樹祭等」という。)の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関すること。</u></p> <p><u>(2) 植樹祭等の開催に伴う警衛及び警護に関すること。</u></p> <p><u>(3) 植樹祭等の開催に伴う関係機関との連絡調整その他の対策に関すること。</u></p>
<p>(外事課)</p> <p><u>第35条</u> 略</p>	<p>(外事課)</p> <p><u>第36条</u> 略</p>
<p>(機動隊)</p> <p><u>第36条</u> 略</p>	<p>(機動隊)</p> <p><u>第37条</u> 略</p>
<p>(警察学校)</p> <p><u>第37条</u> 略</p>	<p>(警察学校)</p> <p><u>第38条</u> 略</p>
<p>(警察本部の課等の内部組織の設置)</p> <p><u>第38条</u> 略</p>	<p>(警察本部の課等の内部組織の設置)</p> <p><u>第39条</u> 略</p>
<p>(警察署の内部組織の設置)</p> <p><u>第39条</u> 略</p>	<p>(警察署の内部組織の設置)</p> <p><u>第40条</u> 略</p>
<p>(部長)</p> <p><u>第40条</u> 略</p>	<p>(部長)</p> <p><u>第41条</u> 略</p>
<p>(総括参事官及び参事官)</p> <p><u>第41条</u> 略</p>	<p>(総括参事官及び参事官)</p> <p><u>第42条</u> 略</p>
<p>(首席監察官)</p> <p><u>第42条</u> 略</p>	<p>(首席監察官)</p> <p><u>第43条</u> 略</p>
<p>(地域統括参事官)</p> <p><u>第43条</u> 略</p>	<p>(地域統括参事官)</p> <p><u>第44条</u> 略</p>

	(警衛統括参事官) 第45条 警備部に警衛統括参事官を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。 2 警衛統括参事官は、本部長の命を受け、部長を補佐し、警衛に関する事務及び警護に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
(課長、室長、所長及び隊長) 第44条 略	(課長、室長、所長及び隊長) 第46条 略
(監査官) 第45条 略	(監査官) 第47条 略
(物品調達官) 第46条 略	(物品調達官) 第48条 略
(企画官) 第47条 略	(企画官) 第49条 略
(監察官) 第48条 略	(監察官) 第50条 略
(広報官) 第49条 略	(広報官) 第51条 略
(首席師範) 第50条 略	(首席師範) 第52条 略
(上席検視官) 第51条 略 2 上席検視官は、上司の命を受け、死体の検視、 <u>死因又は身元の調査等</u> に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。	(上席検視官) 第53条 略 2 上席検視官は、上司の命を受け、死体の検視、 <u>見分及び検証</u> に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
(管理官等) 第52条 略	(管理官等) 第54条 略
(附置機関の長) 第53条 略	(附置機関の長) 第55条 略
(校長) 第54条 略	(校長) 第56条 略
(副校長)	(副校長)

<u>第55条</u> 略	<u>第57条</u> 略
(警察署長)	(警察署長)
<u>第56条</u> 略	<u>第58条</u> 略
(副署長)	(副署長)
<u>第57条</u> 略	<u>第59条</u> 略
(刑事官)	(刑事官)
<u>第58条</u> 略	<u>第60条</u> 略
(管理官)	(管理官)
<u>第59条</u> 略	<u>第61条</u> 略
(委任)	(委任)
<u>第60条</u> 略	<u>第62条</u> 略

附 則

この規則は、平成25年7月23日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、同年6月11日から施行する。